

事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課				
事業名		障害者自立支援法にかかる低所得者への県単独負担軽減		担当者電話番号	障害政策係 078-362-9105				
事業目的		障害者自立支援法の施行による利用者負担増の軽減							
事業内容		グループホームの家賃軽減 肢体不自由児施設等の利用者負担軽減			事業開始年度	平成19年度			
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額		平成21年度当初予算額		平成22年度当初予算額			
	事業費	(68,112 千円) 68,112 千円		(59,491 千円) 59,491 千円		(77,083 千円) 77,083 千円			
	人件費	847 千円	従事人員 0.1人	836 千円	従事人員 0.1人	820 千円	従事人員 0.1人		
	総コスト (+)	68,959 千円	従事人員 0.1人	60,327 千円	従事人員 0.1人	77,903 千円	従事人員 0.1人		
事業の目標		低所得者にかかる利用者負担の軽減			[目標設定理由] 障害者の自立と社会参加支援の観点から、利用者負担の軽減は重要であるため				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		20年度実績	21年度見込み	22年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H20	H21	H22
	グループホーム等家賃助成事業補助対象者数	12,388 人	22年度	9,976 (7 千円)	12,636 (5 千円)	12,388 (6 千円)	100.0%	100.0%	100.0%
医療型障害児施設補助対象者数	100 人	22年度	100 (690 千円)	100 (603 千円)	100 (779 千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・ 障害者自立支援法の施行により利用者の自己負担が設定されたなかで、低所得者が経済的理由によりサービス利用を手控えることがないよう、一定の配慮が必要である。							
	有効性	・ 対象となる要支援者全員に対して軽減措置が図られている。							
	効率性	・ 指標1単位あたりのコストは、対象者数の増減等補助実績のみによって変動しており、実質的なコストは一定である。							
	民間・市町との役割分担	・ 県と市町で1/2ずつ費用負担をしており、役割分担は適切である。 ・ 肢体不自由児施設等への入所措置権限は都道府県にあり、県が事業主体となることが適当である。							
	受益と負担の適正化	・ 対象を低所得者に特化するとともに、他の類似制度との均衡を踏まえた自己負担を求めており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	経済的理由に関わりなく障害者の自立と社会参加を支援するため、22年度も継続して事業を実施するが、国が所要の対応を講じた場合には、その内容を踏まえ、事業の見直しを行うこととする。ただし、移動支援事業については本来市町事業であり、市町で負担軽減を行うべき性質であること及び県上限額を超えて利用者負担が生じている市町においても、22年度から上限額の引き下げを行う予定であることから、移動支援事業の利用料軽減については、21年度限りで廃止する。								